

広島県告示第七百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十九年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

別迫上下線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市上下町国留字丸山一〇三二七番一地从先から 府中市上下町国留字和佐田一〇三八六番一地从先まで	新	旧	〇 〽 四四・六	七五・二〇	拡幅
	〇 〽 一二・六〇	三・六〇〽 四・六〇	〇 〽 四四・六	七五・二〇	
府中市上下町国留字和佐田一〇三八六番一地从先から 府中市上下町国留字和佐田一〇三八五番一地从先まで	新	旧	〇 〽 一九・九	八七・七〇	ダブルウェイ
	〇 〽 一二・五〇	三・七〇〽 五・六〇	〇 〽 一九・九	八七・七〇	
府中市上下町国留字和佐田一〇三八五番一地从先から 府中市上下町国留字和佐田一〇三八五番一地从先まで	新	旧	〇 〽 三五・九	三七・〇〇	拡幅
	〇 〽 一三・三〇	三・〇〇〽 五・五〇	〇 〽 三五・九	三七・〇〇	